

高浜市指定管理者の評価に関する指針

（趣旨）

第1 この指針は、公の施設としての管理水準のより一層の維持向上を図るため、指定管理者が行っている施設の管理運営についての評価を実施するための基準を定めたものである。指定管理者が、こうした評価を積極的に活用することを通じて、さらなる業務改善の取組（PDCAサイクルの確立）を行い、多様化する市民ニーズにより効率的・効果的に対応するため、サービスの向上に努めていくことを目的とする。

また、こうした評価によって得られた結果は、今後の本市の指定管理者制度の適正な運用につなげていくものとする。

（高浜市指定管理者選定評価委員会）

第2 指定管理者による公の施設の管理運営状況の評価を適正かつ公正に実施するため、高浜市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織、所掌事務その他委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

（評価の対象となる指定管理者の範囲）

第3 この指針による評価の対象となる指定管理者（以下「評価対象指定管理者」という。）は、指定管理者制度を導入したすべての施設を管理する指定管理者とする。

（評価の実施方法）

第4 評価は、毎事業年度終了後、委員会の各委員が施設ごとに指定管理者選定時の事業計画、指定管理者年度事業報告書、各所管グループによる年度モニタリングの評価結果等に基づき、指定管理者評価調書（標準例）（様式第1）により採点方式で行う。

2 委員会は、評価を実施するため必要があると認めるときは、評価対象指定管理者について、実地に調査し、又は所管グループ及び評価対象指定管理者に対し、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

（評価基準）

第5 評価基準は、指定管理者評価基準（標準例）（別表第1）に定めるとおりとする。

（評定区分）

第6 評定区分は、指定管理者評価に係る評定区分（別表第2）に定めるとおりとする。

(評価結果の判定)

第7 評価は、指定管理者評価調書集計表(標準例)(様式第2)により、各委員の評価点を合算し、別表第2に定める指定管理者評価に係る評定区分に基づき、判定する。

(評価に係る判定結果の報告)

第8 委員会は、第7の規定による評価の判定結果について、指定管理者評価判定結果報告書(様式第3)により、事業年度の翌年の7月15日までに市長に報告するものとする。

(判定結果の通知)

第9 市長は、第8の規定により委員会から評価の判定結果について報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該判定結果について、指定管理者評価判定結果通知書(様式第4)により指定管理者に通知するものとする。

(判定結果に基づく施設の管理運営の見直し)

第10 指定管理者は、第7の規定による評価の判定結果に基づき、明らかになった課題等については、改善に向けて対応方法を検討し、サービスの向上につなげるものとする。

(判定結果の公表)

第11 市長は、委員会から報告を受けた評価の判定結果について、毎年度10月末までに市役所前掲示場への掲示その他適切な方法により、公表するものとする。

(雑則)

第12 この指針に定めるもののほか指定管理者の評価の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この指針は、平成20年8月11日から施行する。

2 この指針による指定管理者の評価は、平成22年度に行う平成21年度施設管理実績に基づく評価から適用する。